

(1) 目的

第1条 本協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置（以下「医療措置」という。）を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

- 協定の対象は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であることを記載しています。

(2) 医療措置実施の要請

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事が感染症の発生状況に応じて対応の必要を判断の上、要請します。要請に応じて、医療機関は措置を講じていただくこととなります。

(3) 医療措置の内容

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供に係る医療措置を講ずるものとする。

自宅療養者等への医療の提供

対応時期（目途）	流行初期期間経過後
対応の内容	<input type="checkbox"/> オンライン服薬指導（ <input type="checkbox"/> 高齢者施設等への対応可） [対応可能人数] 最大 * 人/日
	<input type="checkbox"/> 訪問しての服薬指導（ <input type="checkbox"/> 高齢者施設等への対応可） [対応可能人数] 最大 * 人/日
	<input type="checkbox"/> 薬剤等の配送（ <input type="checkbox"/> 高齢者施設等への対応可） [対応可能人数] 最大 * 人/日
対応の内容	<input type="checkbox"/> 健康観察（ <input type="checkbox"/> 高齢者施設等への対応可） [対応可能人数] 最大 * 人/日

- 自宅療養者への医療の提供を前提とした項目です。
 - ・健康観察や薬剤等の配送のみの対応は協定締結の対象外です。「オンライン服薬指導」もしくは「訪問しての服薬指導」のいずれかについて締結いただきますようご検討をお願いします。
 - ・高齢者施設等のみの対応は協定締結の対象外となります。
- 健康観察については、医療措置協定第2条に基づく要請により実施していただくことは想定していません。具体的な依頼方法については、国の動向を踏まえ検討していきます。

医療措置協定の解説

(3-4) 医療措置の内容

- 2 前項に掲げる医療措置は、新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等が、新型コロナウイルス感染症相当であると想定したものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発生した新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが、前項の想定とは大きく異なる事態であると、国等においてその判断が行われた場合は、甲と乙は速やかに協議を行い、第1項に掲げる医療措置の内容を変更する。

➤ 本協定における、医療措置実施の内容の数値は、今般の新型コロナウイルス感染症相当の新型インフルエンザ等感染症が発生した場合を想定しています。そのため、新型コロナウイルス感染症とは異なる性状の感染症が発生した際には、都度協議を行うことを記載しています。

(4) 個人防護具の備蓄

第4条 医療措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
** , *** 枚 (**)カ月分				

2 前項に掲げる備蓄する数量は、新型インフルエンザ等感染症等の性状及びその対応方法等が、新型コロナウイルス感染症相当であると想定したものとします。

- 本項目については、任意事項です。
- 備蓄物資を順次、通常医療の現場で使用する回転型の備蓄を想定しているため、施設内に保管施設を確保することが効率的ですが、施設外保管でも構いません。このほか、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確保する方法などもあります。
- 実際に使用が想定される物資のみ、備蓄についてご検討ください。また、以下の取り扱いも可能です。
 - ・ N95マスク：DS2マスクでの代用
 - ・ アイソレーションガウン：プラスチックガウンでの代用
 - ・ フェイスシールド：ゴーグルでの代用。なお、再利用可能なゴーグルの場合は、必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの2カ月分を確保しているのと同等と見なします。
- 協定で定める備蓄量(物資別の具体的な数量)は、これまでの新型コロナウイルス感染症対応（令和3年及び令和4年頃）における平均的な使用量で算出をお願いします。なお、感染症等の対応を行う部門以外での使用量も含めて算出してください。
- 5物資の備蓄量について、物資ごとに備蓄量(月数)を設定することも可能です。
例)サージカルマスク2カ月、N95マスク1カ月 など

医療措置協定の解説

(5) 要請に備えた情報提供

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲から第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

- ▶ 新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合には、大臣による公表前であっても、入手した情報を提供します。医療機関におかれましては、それらの情報を基に、要請があった際の対応方法や体制整備等の準備を行ってください。

(6) 医療措置等に要する費用の負担

第6条 第3条に基づく医療措置に要する費用については、甲が予算の範囲内において、乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 第4条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

- ▶ 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する**体制の確保に必要な措置に要する費用**について記載しています。感染症が発生した際に、その性状に合わせて定めるため、協定締結時点ではお示しできません。

(7) 協定の有効期間及び変更

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和●年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

- ▶ 協定指定医療機関としての指定を受けていた場合において、協定の更新をしなければ、指定は取消となります。
- ▶ 協定の内容を変更する場合については、随時協議を実施いたしますので、お申し出ください。

(8) 医療措置等を講じていないと認められる場合の措置

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、医療措置等を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

- ▶ 正当な理由としては、以下などが想定されます。
 - ・ 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - ・ ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりが必要となる人員が異なる場合
 - ・ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
 その他、新型インフルエンザ等感染症等の発生時の際は、状況に応じてご相談ください。
- ▶ 医療措置協定を締結した医療機関(公的医療機関等を除く)が、正当な理由なく医療措置協定に係る要請について対応しない場合は、感染症法第36条の4に基づく勧告・指示・公表の措置を行うことがあります。

